

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01576	施設名称	米ノ庄公民館(米ノ庄公民館(三雲))		
所在地(住所)		松阪市久米町926番地4			
					
根拠条例	松阪市公民館条例	担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課		
設置年度	昭和59年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)				
施設の設置目的に沿った運営状況	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業を実施し、地域の社会教育の拠点とした運営が行われている。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	市街化調整区域		
駐車場(収容台数)	約30台				
土 地	敷地面積	2,350.5㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	米ノ庄公民館(三雲)			
	用途	公民館	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階	
	建築年月	昭和60年 3月 5日	建物取得費(全体)	67,720,000円	
	延床面積	331.24㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	バリアフリー化 平成24年度 トイレの一部洋式化(男子1、女子1) 平成25年度 玄関口スロープ設置				

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30～PM9:00	休所(館)日	日、祝祭日、年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	貸館及び管理、事業運営		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.50	人	合計	1.50	人
施設の維持管理に係る経費						施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費						運営・事業等経費					
光熱水費						指定管理委託料					
保守点検委託料						その他の経費					
賃借料											
修繕費											
その他の経費											
人件費											
職員等											
非常勤職員											
①小計						②小計					
④合計(①+②)-③						4,372,602円					
市民一人あたりのコスト						25.87円					
財源						補助金等収入			その他収入		
						使用料等収入			③年間収入合計		
			1,060円			1,060円					

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	9,413	9,398	9,211
講座開催日数(年間)	日	93	86	89
趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	29	35	35

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	駐車場が未舗装であるため、雨天の場合に不便であるとして住民協議会及び自治会長会からの改善要望がある。 また、炊事場についても未設置のため、同様に要望がある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	施設は、地域の拠点としての認識が高く、統合等は考えにくい。 また、地域の社会教育を推進するためにも各所に設置されていることが望ましい。 施設の一部をまちづくり協議会の事務所としている。 【避難所指定 有】

